

水島歯科管理型プログラム B

2026 年度（令和 8 年度）版

倉敷医療生活協同組合

医療生協 水島歯科診療所

[目次]

1. 研修プログラムの名称
2. 研修プログラムの特色と目標
 - 1) 研修プログラムの特色
 - 2) 研修プログラムの目標
3. 研修プログラム責任者と参加施設の概要
 - 1) 研修プログラム責任者
 - 2) 研修プログラム参加施設とその概要
4. 研修管理委員会の名称及び研修歯科医の指導体制
 - 1) 研修管理委員会の名称及び管理運営体制
 - 2) 研修歯科医の指導体制
 - ① 研修管理委員会
 - ② プログラム責任者の役割
 - ③ 指導歯科医の役割
 - ④ 指導歯科医以外の歯科医の役割
 - ⑤ 指導体制
5. 研修歯科医定員及び募集方法
 - 1) 研修歯科医定員
 - 2) 募集方法
6. プログラムの期間とカリキュラム
 - 1) プログラムの期間
 - 2) カリキュラム
 - 3) 症例数
7. 教育に関する行事
8. 研修歯科医の評価
9. プログラム修了の認定
 - 1) 修了判定を行う項目と基準
10. プログラム修了後のコース
11. 研修歯科医の処遇
12. 資料請求先

1. 研修プログラムの名称

「水島歯科管理型プログラムB」

2. 研修プログラムの特色と目標

1) 研修プログラムの特色

医療生協 水島歯科診療所は、倉敷医療生活協同組合の歯科診療所であり、設立以来地域に根差した医療機関として、患者の人権を大切にするとともに、安全・安心・信頼の医療を実践している。日々、小児から成人、高齢者など様々な年齢層の患者が来院し、障がい者の診療や訪問診療、矯正診療などにも取り組んでいる。研修プログラムを実践することを通して、多種多様な治療法・処置法を習得することができ、診断・治療能力の向上を図ることができる。

また独自の地域特性や医療活動、多職種連携や地域連携を有している協力型（Ⅰ）臨床研修施設での研修により、より多様な歯科医療、保健予防活動に触れる研修プログラムとなっている。

2) 研修プログラムの目標

研修プログラムの目標は、歯科医師として求められる基本的診療能力の習得とともに、歯科医師として身につけるべき基本的価値観の修得である。医療生協 水島歯科診療所及び臨床研修施設群は医療生活協同組合という住民参加の事業体によって運営されていることから、地域住民の医療要求に答えることを大事にしている。チームワーク医療を実践していくことを通して、基本的診療能力を修得していくとともに、多職種連携、地域連携などについて経験し、歯科医師としての基本的価値観を修得することを目標とする。

3. 研修プログラム責任者と参加施設の概要

1) 研修プログラム責任者

責任者：北村 正和（医療生協 水島歯科診療所 所長）

2) 研修プログラム参加施設とその概要

研修プログラムは医療生協 水島歯科診療所を管理型臨床研修施設とし、下記の協力型（Ⅰ）（Ⅱ）臨床研修施設及び研修協力施設と共に研修目標の達成を目指す。

〔管理型臨床研修施設〕

<施設名>

医療生協 水島歯科診療所

〒712-8025 岡山県倉敷市水島南春日町 11-20

電話：086-444-8211 FAX：086-448-9483

歯科医師臨床研修プログラム

<管理者>

北村 正和（医療生協 水島歯科診療所 所長）

[協力型（Ⅰ）臨床研修施設]

管理型臨床研修施設と同様の研修内容を進めるとともに、異なる地域特性や医療活動、多職種連携、地域連携、地域保健活動等を活かした研修を行う。

<施設名>

医療生協 阿新歯科診療所

〒718-0011 岡山県新見市新見 736-2

電話：0867-72-8700 FAX：0867-72-8703

<研修実施責任者>

秋山 峰男（医療生協 阿新歯科診療所 所長）

<施設名>

医療生協 玉島歯科診療所

〒713-8123 岡山県倉敷市玉島柏島 5418-4

電話：086-522-6115 FAX：086-525-1296

<研修実施責任者>

村上 欣也（医療生協 玉島歯科診療所 所長）

<施設名>

医療生協コープくらしき歯科

〒710-0065 岡山県倉敷市宮前 384-1

電話：086-434-8020 FAX：086-434-8840

<研修実施責任者>

辻 重真（医療生協コープくらしき歯科 所長）

<施設名>

医療生協 児島歯科診療所

〒711-0912 岡山県倉敷市児島小川町 3682-7

電話：086-474-5931 FAX：086-474-5955

<研修実施責任者>

林田 健太郎（医療生協 児島歯科診療所 所長）

<施設名>

せいきょう歯科クリニック

〒680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 566

歯科医師臨床研修プログラム

電話：0857-27-2220 FAX：0857-27-2230

<研修実施責任者>

中田 幸雄（せいきょう歯科クリニック 所長）

<施設名>

~~医療生活協同組合健文会 生協小野田診療所~~

~~〒756-0080 山口県山陽小野田市くし山 1-17-20~~

~~電話：0836-84-2533 FAX：0836-38-6686~~

<研修実施責任者>

~~藤田 博（医療生活協同組合健文会 生協小野田診療所 所長）~~

<施設名>

生協歯科ひろしま

〒733-0031 広島県広島市西区観音町 16-19 生協けんこうプラザ 1 階

電話：082-291-1333 FAX：082-291-1338

<研修実施責任者>

高橋 秀爾（生協歯科ひろしま 所長）

<施設名>

生協さえき歯科

〒731-5115 広島県広島市佐伯区八幡東三丁目 11 番 29 号

電話：082-926-1148 FAX：082-926-1147

<研修実施責任者>

星 正浩（生協さえき歯科 所長）

<施設名>

コープ共立歯科

〒731-0121 広島県広島市安佐南区中須 2 丁目 20-39

電話：082-830-5181 FAX：082-830-5183

<研修実施責任者>

重平 哲哉（広島医療生活協同組合コープ共立歯科 所長）

<施設名>

医療生協 真備歯科診療所

〒710-1313 岡山県倉敷市真備町川辺 2095-1

電話：086-698-6523 FAX：086-698-7013

歯科医師臨床研修プログラム

< 研修実施責任者 >

中村 達哉（医療生協 真備歯科診療所 所長）

[協力型Ⅱ臨床研修施設]

回復期・慢性期患者や要介護者の歯科診療、及びリハビリテーションを軸とするチームワーク医療を体験する研修を実施する。

< 施設名 >

コープリハビリテーション病院

〒712-8057 岡山県倉敷市水島東千鳥町 1-60

電話：086-444-3212 FAX:086-445-0302

< 研修実施責任者 >

滝本 博（コープリハビリテーション病院 歯科医師）

[研修協力施設]

外科の指導医の下で、入院患者に対する術前術後の患者管理、外科の外来診療の見学、外科の手術の見学、医師・看護師・薬剤師等多職種で構成されるカンファレンスの参加、地域連携室の見学等を行い、医科歯科連携を学ぶ。

< 施設名 >

水島協同病院

〒712-8025 岡山県倉敷市水島南春日町 1-1

電話：086-444-3211 FAX：086-448-9161

< 研修実施責任者 >

山本 明広（水島協同病院 院長）

4. 研修管理委員会の名称及び研修歯科医の指導体制

1) 研修管理委員会の名称及び管理運営体制

「水島歯科歯科医師卒後臨床研修管理委員会」

委員長 北村 正和（医療生協 水島歯科診療所長、プログラム責任者）

構成員 医療生協 水島歯科診療所管理者

プログラム責任者

協力型（Ⅰ）（Ⅱ）臨床研修施設及び研修協力施設の研修実施責任者

事務部門の責任者

外部委員

2) 研修歯科医の指導体制

① 研修管理委員会

年3回（4月、9月、3月）開催し、研修全般の管理運営、研修プログラムの管理、研修歯科医の管理と研修状況の評価（中断・修了時の手続・研修修了判定の評価等を含む。）、指導歯科医の管理・指導、臨床研修の改善等を行う。

② プログラム責任者の役割

プログラム責任者は、1年間を通じて、個々の研修歯科医の指導・管理（協力型（Ⅰ）（Ⅱ）臨床研修施設及び研修協力施設との調整等）を担当する。プログラム責任者は、指導歯科医と密接な連携をとり、研修歯科医の目標到達状況を適宜把握し、研修歯科医が修了時までには到達目標を全て達成できるように調整を行うと共に、研修管理委員会にその状況を報告する。

③ 指導歯科医の役割

指導歯科医は、担当する診療チームでの研修期間中、診療行為も含めた指導を行い、適宜目標達成状況を把握する。

④ 指導歯科医以外の歯科医の役割

上級歯科医は、プログラム責任者及び指導歯科医の指示に従い、担当する診療チームでの研修期間中、研修歯科医の診療行為の指導を行い、プログラム責任者及び指導歯科医に適宜目標達成状況を報告し、研修歯科医の到達目標の習得を助ける。

⑤ 指導体制

研修歯科医は指導歯科医の直接指導の下で研修を行う、あるいは指導歯科医の指導の下で、指導歯科医以外の歯科医（いわゆる上級歯科医）と共に診療チームを形成して研修を行う。

5. 研修歯科医定員及び募集方法

1) 研修歯科医定員

4名

2) 募集方法

マッチングプログラムによる公募を行い、「面接・筆記試験・歯型彫刻」等により採用者を選考する。

6. プログラムの期間とカリキュラム

1) プログラムの期間

1年間

① 4月～7月の4ヶ月間は、医療生協 水島歯科診療所にて研修を行う。

② 8月～3月の8ヶ月間は、協力型（Ⅰ）臨床研修施設である医療生協 阿新歯科診療所、医療生協 玉島歯科診療所、医療生協 コープくらしき歯科、医療生協 児島歯科

歯科医師臨床研修プログラム

診療所、せいきょう歯科クリニック、医療生活協同組合健文会 生協小野田診療所、生協歯科ひろしま、生協さえき歯科、コープ共立歯科のいずれかの施設にて研修を行う。

- ③ 1年間の研修期間内に、協力型（Ⅱ）臨床研修施設であるコープリハビリテーション病院において、病院歯科研修を行う。その場合の研修期間は5日間とする。
- ④ 1年間の研修期間内に、研修協力施設である水島協同病院において、病院研修を行う。その場合の研修期間は2日間とする。

2) カリキュラム

本プログラムのカリキュラムは、別紙「水島歯科管理型プログラムBカリキュラム」に定める。

3) 症例数

本プログラムのカリキュラムに沿って研修する症例数は以下の通りとする。

- ・ 歯科医師臨床研修の到達目標を達成するために必要な症例数・・・23~~2~~5 症例

7. 教育に関する行事

勉強会・症例検討会

水曜日14：00～17：00に実施する。

講演会・学会等

適宜参加し、報告会を実施する。

8. 研修歯科医の評価

研修管理委員会にて研修歯科医の研修内容の目標到達度の評価及び研修プログラムの見直し等を行う。

別表「水島歯科管理型プログラムB ミニマムリクワイアメント」に示した研修内容については、半期ごとに下記のA～Eの5段階で評価を行う。

A：修得；指導歯科医による処置後の確認を必要としない段階

B：体験；指導歯科医による処置後の確認を必要とする段階

C：介助

D：見学

E：未体験

9. プログラム修了の認定

研修期間修了時に、研修管理委員会にて研修歯科医の評価を行い、研修修了と認定された者については臨床研修修了証を交付する。

1) 修了判定を行う項目と基準

下記項目・基準をもとに、カリキュラムに示す歯科医師臨床研修の到達目標に照らし合わせて、総合的な評価を行う。

①研修内容の5段階評価

各到達目標に対する研修内容について、必要な症例数を経験し、かつB以上の評価を得ること。但し、見学・介助が研修内容となっている目標については、C又はDの評価で修了とする。

②ポートフォリオ

各到達目標に対する必要なレポート等の研修記録がそろっていること。

③症例発表

1 症例以上。

④研修態度

育成面接にて指導及び確認する。

10. プログラム修了後のコース

倉敷医療生活協同組合の歯科診療所で引き続き研修を希望する歯科医は、採用面接を受けることができる。

11. 研修歯科医の処遇

身 分	: 常勤職員
給 与	: 基本給 230,000円/月
諸手当	: 時間外手当、通勤手当、住宅手当
時間外割増	: 基本給の2割5分増
休日割増	: 基本給の3割5分増
深夜割増手当	: 基本給の2割5分増
賞 与	: 無
退職金	: 無
社会保険	: 健康保険（全国健康保険協会）・厚生年金・雇用保険・労災保険有
宿 舎	: 家賃補助有り 上限：30,000円/月額
勤務時間	: 日勤の場合 8：30始業～17：00終業（休憩60分） 夜勤の場合 13：00始業～21：30終業（休憩60分） 中抜の場合 8：30始業～12：00終業 17：30始業～21：30終業
時間外勤務	: 有
当直勤務	: 無
休 暇	: 週休2日（日曜、祝日を含む4週8休。シフト制による。祝日がある週は、日曜以外の休みは祝日でもって替える。）

- 年次有給休暇、夏期・年末年始休暇、慶弔休暇、生理休暇等
- 施設内の室 : 有
- 健康管理 : 健康診断年 2 回実施
採用時健診有、予防接種有（インフルエンザ・B 型肝炎ワクチン）
- 賠償保険 : 歯科医師賠償責任保険に歯科事業所として加入。個人加入は任意。
- 外部研修 : 管理者が認める研修については参加は可、費用を支給する。
それ以外は、原則として休日・有給休暇を使用しての参加は可。但し、
その場合の費用は個人負担。
- ※せいきょう歯科クリニック及び医療生活協同組合健文会 生協小野田診療所、
生協歯科ひろしま、生協さえき歯科、コープ共立歯科における研修歯科医の
処遇は独自の処遇とする。

12. 資料請求先

〒712-8025 岡山県倉敷市水島南春日町11-20

医療生協 水島歯科診療所内 倉敷医療生協歯科部事務局 片山 聖

電話：086-444-8211 FAX：086-448-9483

Eメールアドレス：kura-shikabu@abox3.so-net.ne.jp

ホームページ：<http://www.kura-sika.jp/>



以上

[別紙]

水島歯科管理型プログラムBカリキュラム

1 歯科医師臨床研修の概要

歯科医師臨床研修の目標は、患者中心の全人的医療を理解し、すべての歯科医師に求められる基本的診療能力（態度、技能及び知識）及び基本的価値観を身に付け、生涯研修の第一歩とすることである。

2 歯科医師臨床研修の到達目標

A. 歯科医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先するとともに QOL に配慮し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

①人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。

②患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。

③倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。

④利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。

⑤診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 歯科医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

①医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。

②日常業務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。

③医療事故等の予防と事後の対応を行う。

④歯科診療の特性を踏まえた院内感染対策について理解し、実践する。

- ⑤医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

3. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ①頻度の高い疾患について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ②患者情報を収集し、最新の医学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③保健・医療・福祉の各側面に配慮した診療計画を立案し、実行する。
- ④高度な専門医療を要する場合には適切に連携する。

4. 診療技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ①患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ②診察・検査の結果を踏まえ、一口腔単位の診療計画を作成する。
- ③患者の状態やライフステージに合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ④診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

5. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ①適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ②患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

6. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に関わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ①歯科医療の提供にあたり、歯科衛生士、歯科技工士の役割を理解し、連携を図る。
- ②多職種が連携し、チーム医療を提供するにあたり、医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ③医療チームにおいて各構成員と情報を共有し、連携を図る。

7. 社会における歯科医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会に貢献する。

- ①健康保険を含む保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ②地域の健康問題やニーズ把握など、公衆衛生活動を理解する。
- ③予防医療・保健・健康増進に努める。
- ④地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。

⑤災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要について理解する。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

①医療上の疑問点に対応する能力を身に付ける。

②科学的研究方法を理解し、活用する。

③臨床研究や治験の意義を理解する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の歯科医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

①急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。

②同僚、後輩、歯科医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。

③国内外の政策や医学及び医療の最新動向（薬剤耐性菌等を含む。）を把握する。

C.基本的診療業務

1. 基本的診療能力等

（1）基本的診察・検査・診断・診療計画

（2）基本的臨床技能等

（3）患者管理

（4）患者の状態に応じた歯科医療の提供

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

（1）歯科専門職間の連携

（2）多職種連携、地域医療

（3）地域保健

（4）歯科医療提供に関連する制度の理解

3 研修項目

以下の研修項目に取り組むことを通じて、到達目標の理解と獲得を目指す。

1. 基本的診療能力等

(1)基本的診察・検査・診断・診療計画

①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。

②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を解釈する。

③診察所見に応じた適切な検査を選択、実施し、検査結果を解釈する。

④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。

⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考え得る様々な口腔単位の診療計画を検討し、立案する。

歯科医師臨床研修プログラム

- ⑥必要な情報を整理した上で、わかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。

(2)基本的臨床技能等

- ①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。
- ②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。
 - a.歯の硬組織疾患
 - b.歯髄疾患
 - c.歯周病
 - d.口腔外科疾患
 - e.歯質と歯の欠損
 - f.口腔機能の発達不全、口腔機能の低下
- ③基本的な応急処置を実践する。
- ④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。
- ⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方せん、歯科技工指示書等）を作成する。
- ⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。

(3)患者管理

- ①歯科治療上問題となる全身的な疾患、服用薬剤等について説明する。
- ②患者の医療情報等について、必要に応じて主治の医師等と診療情報を共有する。
- ③全身状態に配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。
- ④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対応法を実践する。

(4)患者の状態に応じた歯科医療の提供

- ①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じた歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解し、実践する。
- ②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。
- ③在宅療養患者等に対する訪問歯科診療を経験する。
- ④障がい者を有する患者への対応を実践する。

2. 歯科医療に関連する連携と制度の理解等

(1)歯科専門職間の連携

- ① 歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理等の際に連携を図る。
- ② 歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。

- ③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。

(2)多職種連携、地域医療

- ①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。
- ②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。
- ③在宅療養患者や介護施設等の入所者に対する介護関係職種が関わる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。
- ④訪問歯科診療の実施にあたり、患者に関わる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。
- ⑤がん患者等の周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。
- ⑥歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチーム等）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。
- ⑦入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。

(3)地域保健

- ①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する
- ②保健所等における地域歯科保健活動を理解し、説明する。
- ③保健所等における地域歯科保健活動を経験する。
- ④地域住民に対する歯科保健活動や健康教育を経験する。

(4)歯科医療提供に関連する制度の理解

- ①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。
- ②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。
- ③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。

4 歯科医師臨床研修の症例数「ミニマムリクワイアメント」

本カリキュラムは、前述の目標到達に必要な症例数を、別表「水島歯科管理型プログラムBプログラムミニマムリクワイアメント」に定める。

以上

歯科医師臨床研修プログラム

[別表]

水島歯科管理型プログラムB ミニマムリクワイアメント

到達目標	研修内容	必要な 症例数	研修歯科医の 指導体制	修了判定の 評価基準
1 基本的診療能力等				
(1) 基本的診察・検査・診断・診療計画				
①患者の心理的・社会的背景を考慮した上で、適切に医療面接を実施する。	①～③に関わる 初診患者に対する 医療面接と各種検査、診察記録を行い、解釈する。	①～③に関わる一連の研修を3症例	指導歯科医の指導の下で初診患者に対応する。また、毎回の研修歯科医自身の担当患者の診療研修で、継続的な対応を行っていく。	①～③に関わる一連の研修を、最低3症例を経験し、判定する。
②全身状態を考慮した上で、顎顔面及び口腔内の基本的な診察を実施し、診察所見を記録・解釈する。				
③診察所見に応じた適切な検査を選択・実施し、検査結果を記録・解釈する。				
④病歴聴取、診察所見及び検査結果に基づいて歯科疾患の診断を行う。	④～⑥に関わる 担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	④～⑥に関わる一連の研修を3症例		④～⑥に関わる一連の研修を、最低3症例を経験し、判定する。
⑤診断結果に基づき、患者の状況・状態を総合的に考慮した上で、考える様々な一口腔単位の診療計画を検討し、立案する。				
⑥必要な情報を整理した上で、患者にわかりやすい言葉で十分な説明を行い、患者及び家族の意思決定を確認する。				
(2) 基本的臨床技能等				
①歯科疾患を予防するための口腔衛生指導、基本的な手技を実践する。	担当患者に対して口腔衛生指導を実践する。	10 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 10 症例を経験し、判定する。
②一般的な歯科疾患に対応するために必要となる基本的な治療及び管理を実践する。				
a) 歯の硬組織疾患	修復物、補綴物の除去を行う。	10 症例	指導歯科医の指導の下に各	最低 10 症例を経験

歯科医師臨床研修プログラム

	軟化象牙質の除去を行う。	10 症例	診療を担当する。	し、判定する。
	覆罩・裏層処置を行う。	10 症例		
	CR 充填処置を行う。	10 症例		
	インレー修復を行う。	5 症例		最低 5 症例経験し、判定する。
b) 歯髄疾患	歯内療法における診査・診断を行う。	5 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 5 症例を経験し、判定する。
	ラバーダム防湿、または簡易防湿を行う。	5 症例		
	抜髄処置を行う。	5 症例		
	感染根管治療を行う。	5 症例		
	作業長の決定を行う。	5 症例		
	根管の拡大・清掃を行う。	5 症例		
	根管充填を行う。	5 症例		
c) 歯周病	歯周組織検査を行う。	5 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 5 症例を経験し、判定する。
	局所因子の診査を行う。	5 症例		
	口腔衛生指導を行う。	5 症例		
	歯肉縁上のスクレーリングを行う。	5 症例		

歯科医師臨床研修プログラム

	歯肉縁下のスケールリング・ルートプレーニングを行う。	5 症例		
d) 口腔外科疾患	適切な局所麻酔薬を選択し、局所麻酔を行う。	10 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 10 症例を経験し、判定する。
	抜歯を行う。	10 症例		
	適切な抗生剤・鎮痛薬を選択し、処方する。	10 症例		
	歯肉の縫合を行う。	3 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 3 症例を経験し、判定する。
e) 歯質と歯の欠損	歯型彫刻を行う。	5 症例 (本)	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 5 症例(本)を経験し、判定する。
	支台築造を行う。(レジン築造)	合わせて 5 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	合わせて最低 5 症例を経験し、判定する。
	支台築造を行う。(メタルコア)			
	暫間被覆冠を作成し、装着する。	2 症例		最低 2 症例を経験し、判定する。
	クラウンの支台歯形成・印象採得・咬合採得を行う。	3 症例		最低 3 症例を経験し、判定する。
	ブリッジの支台歯形成・印象採得・咬合採得を行う。	1 症例		最低 1 症例を経験し、判定する。

歯科医師臨床研修プログラム

	鑄造製作物を装着する。	5 症例		最低 5 症例を経験し、判定する。
	有床義歯の設計を行う。	設計-印象-咬合-装着 一連の研修を 1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	一連の研修を最低 1 症例を経験し、判定する。
	有床義歯の印象採得を行う。			
	有床義歯の咬合採得を行う。			
	有床義歯を装着する。			
	有床義歯の調整を行う。	5 症例		最低 5 症例を経験し、判定する。
f) 口腔機能の発達不全、口腔機能低下	口腔機能発達不全、口腔機能低下の症例を経験する。	1 症例	指導歯科医の指導の下に症例の診療を担当する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
g) レントゲン撮影と診断 被曝防護について理解し、患者へ配慮したレントゲン撮影と診断を行う。	デンタル撮影を行い、診断する。	10 症例	指導歯科医の指導の下に診療を担当する。	最低 10 症例を経験し、判定する。
	パノラマ撮影又は CT 撮影を行い、診断する。	4 症例		最低 4 症例を経験し、判定する。
③基本的な応急処置を実践する。	歯周疾患に対する消炎・鎮痛処置を行う。	いずれかの研修を 2 症例	予約・予約外の対応において、指導歯科医の指導の下に応急処置を経験する。	いずれかを最低 2 症例を経験し、判定する。
	歯髄疾患に対する消炎・鎮痛処置を行う。			
	脱離した歯冠修復物の再装着を行う。			
	有床義歯の修理を行う。			

歯科医師臨床研修プログラム

④歯科診療を安全に行うために必要なバイタルサインを観察し、全身状態を評価する。	バイタルサインを観察し、異常を評価する。	一連の研修を1症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	一連の研修を最低1症例を経験し、判定する。
	生体モニター監視下での歯科治療を経験する。			
	BLS（一次救命処置）を実践する。（講習会）	院内または院外での講習会に参加	参加レポートにより判定する	
	ICLS（二次救命処置）を実践する。（講習会）			
⑤診療に関する記録や文書（診療録、処方箋、歯科技工指示書等）を作成する。	毎回の診療時に実践する。	10 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 10 症例を経験し、判定する。
⑥医療事故の予防に関する基本的な対策について理解し、実践する。	全身疾患の歯科診療上のリスクを説明する。	一連の研修を1症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	一連の研修を最低1症例を経験し、判定する。
	歯科診療時の全身的合併症への対処法を説明する。			
	他科医療機関への紹介の可否を判断、診療情報の照会を行う。			
(3) 患者管理				
①歯科治療上問題となる全身的な疾患・服用薬剤等について説明する。	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 1 症例を経験し、判定する。

歯科医師臨床研修プログラム

②患者の医療情報等について、必要に応じて主治医等と診療情報を共有する。	担当患者に対して診療情報提供書のやり取りを行う。	1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
③全身状態の配慮が必要な患者に対し、歯科治療中にバイタルサインのモニタリングを行う。	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
④歯科診療時の主な併発症や偶発症への基本的な対処法を実践する。	該当する症例が生じた際に対応する。 又は報告事例をもとにした原因究明、再発防止等の考察を行う。	1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	1 症例を経験し、判定する。

(4) 患者の状態に応じた歯科医療の提供

①妊娠期、乳幼児期、学齢期、成人期、高齢期の患者に対し、各ライフステージに応じて歯科疾患の基本的な予防管理、口腔機能管理について理解・実践する。	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	各期（妊娠期・乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）について 1 症例、合計 5 症例。	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	各期（妊娠期・乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）について最低 1 症例、合計 5 症例を経験し、判定する。
②各ライフステージ及び全身状態に応じた歯科医療を実践する。	担当患者に対して診察と診断を行い、診療毎で対応していく。	各期（妊娠期・乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）について 1 症例、合計 5 症例。	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	各期（妊娠期・乳幼児期・学齢期・成人期・高齢期）について最低 1 症例、合計 5 症例を経験し、判定する。

歯科医師臨床研修プログラム

③在宅療養患者などに対する訪問歯科診療を経験する。	訪問歯科診療に同行し、見学・介助を行う。	1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
④障がい者を有する患者への対応を実践する。	障がい者に対する診療を見学・介助する。	1 症例	指導歯科医の指導の下に各診療を担当する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
2 歯科医療に関連する連携と制度の理解など				
(1) 歯科専門職間の連携				
①歯科衛生士の役割を理解し、予防処置や口腔衛生管理などの際に連携を図る。	歯科衛生士が参加するケースカンファレンスに参加する。		指導歯科医の指導の下にケースカンファレンスに参加する。	参加レポートにより判定する
②歯科技工士の役割を理解し、適切に歯科技工指示書を作成するとともに、必要に応じて連携を図る。	担当患者に対して歯科技工指示書を作成する。	3 症例	指導歯科医の指導の下に歯科技工指示書を作成する。	最低 3 症例を経験し、判定する。
③多職種によるチーム医療について、その目的、各職種の役割を理解した上で、歯科専門職の役割を理解し、説明する。	多職種が参加するケースカンファレンスに参加する。		指導歯科医の指導の下にケースカンファレンスに参加する。	参加レポートにより判定する
(2) 多職種連携、地域医療				
①地域包括ケアシステムについて理解し、説明する。	地域包括ケアシステムの学習会に参加する			参加レポートにより判定する
②地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を説明する。				
③在宅療養患者や介護施設などの入所者に対する介護関係職種がかかわる多職種チームについて、チームの目的を理解し、参加する。	多職種チームが関わる診療に参加する。	1 症例	指導歯科医の指導の下に診療に参加する。	最低 1 症例を経験し、判定する。

歯科医師臨床研修プログラム

④訪問歯科診療の実施に当たり、患者にかかわる医療・介護関係職種の役割を理解し、連携する。	介護施設への訪問診療に同行し、見学・介助を行う。	1 症例	指導歯科医の指導の下に診療を見学・介助する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
⑤がん患者などの周術期等口腔機能管理において、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、多職種によるチーム医療に参加し、基本的な口腔機能管理を経験する。	入院前は院内での口腔機能管理、入院後は病院で指導歯科医に同行し、チーム医療に関わる診療に参加する。	入院前、入院後について各 1 症例、合計 2 症例。	指導歯科医の指導の下に研修する。	入院前、入院後について各最低 1 症例、合計 2 症例を経験し、判定する。
⑥歯科専門職が関与する多職種チーム（例えば栄養サポートチーム、摂食嚥下リハビリテーションチーム、口腔ケアチームなど）について、その目的及び各専門職の役割を理解した上で、チーム医療に参加し、関係者と連携する。	多職種チームに関わる診療に参加する。	1 症例	指導歯科医および病院担当医の指導の下に研修する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
⑦入院患者の入退院時における多職種支援について理解し、参加する。	病院の地域連携室に参加する。	1 症例	指導歯科医および病院担当医の指導の下に研修する。	最低 1 症例を経験し、判定する。
⑧協力型（Ⅱ）臨床研修施設での研修に参加する。	回復期・慢性期患者や要介護者の歯科診療、及びリハビリテーションを軸とするチームワーク医療を体験する。		指導歯科医の指導の下に研修する。	5 日間の研修参加をもって、判定する。
⑨研修協力施設での研修に参加する。	入院患者に対する術前術後の患者管理、外科の外来診療の見学、外科の手術の見学、医師・看護師・薬剤師等多職種で構成されるカンファレンスの参加、地域連携室の見学等を行い、医科歯科連携を学ぶ。		指導歯科医の指導の下に研修する。	2 日間の研修参加をもって、判定する。
(3) 地域保健				
①地域の保健・福祉の関係機関、関係職種を理解し、説明する。	地域医療の学習会に参加する。		指導歯科医の指導の下に参加する。	参加レポートにより判定する

歯科医師臨床研修プログラム

②保健所などにおける地域歯科保健活動を理解し、説明する。		指導歯科医の指導の下に参加する。	
③保健所などにおける地域歯科保健活動を経験する。	歯科健診、健康講話等の地域歯科保健活動に参加する。	指導歯科医の指導の下に参加する。	
④地域住民に対する地域保健活動、健康教育を経験する		指導歯科医の指導の下に参加する。	
(４) 歯科医療提供に関連する制度の理解			
①医療法や歯科医師法をはじめとする医療に関する法規及び関連する制度の目的と仕組みを理解し、説明する。	学習会に参加して理解を深めたうえで、日々の診療の中で適切な保険診療を実施する。	担当歯科事務の説明を受ける。	参加レポートにより判定する
②医療保険制度を理解し、適切な保険診療を実践する。		担当歯科事務の説明を受ける。	
③介護保険制度の目的と仕組みを理解し、説明する。		担当歯科事務の説明を受ける。	

※症例数の考え方・判定基準について

- ・研修内容ごとに、一連の処置ごとに一症例とする考え方、処置ごとに一症例とする考え方を併用し、症例数を設定する。
- ・ケースカンファレンス及び学習・研修会、保健活動等への参加については、参加後のレポートをポートフォリオに収載し、修了判定の基準とする。

以上